

## 1 報告書様式における記入上の留意点 (共通)

・技術者状況調査様式 (エクセルファイル) は、直前に提出した内容を現時点の状況に修正して提出してください。なお、修正箇所は赤字に変更するとともに、必ず様式の「修正報告書表紙」に修正内容を記載してください。なお、「修正報告書表紙」に記載がないものについては更新しませんのでご注意ください。

例) 修正報告を 4/15、8/2、3/1に提出した場合

⇒3/1に提出した内容を現時点の状況に修正して提出

・日付等の入力は原則西暦 (例: 2021年10月10日、2021/10/10) で行ってください。

・技術者状況調査様式 (エクセルファイル) の入力方法シートを確認の上、作業手順に従い入力してください。

・なお、入力不可部分については入力できないようにしていますが、不具合等が発生した場合は、下記問い合わせ先まで連絡してください。

・提出する技術者状況調査様式 (エクセルファイル) のファイル名および添付資料に「会社名 (略称推奨)」を追加してください。

ファイル名記載例 : (〇〇) 技術者状況調査.xlsx、(〇〇) 添付資料.pdf

### 報告書表紙

「全技術者数」の欄は、全技術者確認表に入力した人数が自動計算されるため、全技術者確認表と一致していることを確認すること。その他の箇所については、シートに直接入力すること。

### 全技術者確認表

(1) 鳥取県内の本店又は支店若しくは営業所に常勤 (通常勤務の概ね4分の3以上勤務すること。) している職員で、測量、土木関係建設コンサルタント、地質調査又は補償関係コンサルタントのいずれかの業務に従事している技術職員 (非常勤職員、県外の支店等に勤務している職員、営業又は経理等のみに従事している事務職員は除く) のうち、**原則2021年4月1日時点で実務経験が1年以上の者を記載すること。**なお、年度途中採用等の場合は**実務経験が1年以上となった時点で修正報告すること。**

ただし、測量士の資格 (測量士補は除く) を有する者は、実務経験1年未満の者であっても記載すること。

なお、技術者の常勤に関しては、次のとおり取り扱うものとする。

#### 1 休暇、休業及び出張について

休暇、休業又は出張が連続して1か月以上、又は2か月間に2分の1以上となった者は常勤でないものとして取り扱うので、技術者減の修正報告を行うこと。

#### 2 出向について

出向している者は、出向元でも基本的に常勤の技術者として認めない。ただし、出向先で建設コンサルタント登録の技術管理者となっている者については、出向先の技術者として認める。

(2) 「測量、土木関係建設コンサルタント又は地質調査」と「補償関係コンサルタント」との両業務に従事している者については、両方の技術者として計上することができる。

(3) 補償関係コンサルタント業務の「実務経験1年以上」の欄は、補償関係コンサル業務 (様式3, 4) の報告対象以外の者を計上すること。

(4) 技術者ごとに割り当てた番号 (既に付番されたものを含む) は、**年度当初に限り番号の変更を認めることとし、年度途中では変更しないこと。**なお、変更した場合は**必ず修正報告書に記載すること。**

(5) 「勤務地又は登録抹消」の欄において、勤務地を選択すること。なお、「勤務地」は技術者の常勤地を選択すること。なお、支店又は営業所に常勤する技術者については、別記「従たる事務所の取扱い」に十分留意すること。

(6) 技術者の退職、休職等が生じた場合、抹消報告時には消去せず「勤務地又は登録抹消」の欄において、「登録抹消」を選択すること (自動で取り消し線が表示される)。なお、**消去は必ず次回報告時に行い、**空き番号は、新たに技術者を登録する際に使用すること。

### 様式1 測量・土木関係建設コンサルタント・地質調査業務に係る技術者内訳等

(1) 「全技術職員数」の欄は、自動計算されるため、全技術者確認表の「測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務」の欄と一致していることを確認すること。

- (2) 「東部、中部、西部」の欄は、全技術職員数の地区ごとの人数が自動計算されるため、様式2と相違がないか確認すること。
- (3) 「技術者内訳」の欄は、本店又は支店若しくは営業所ごとに、様式2の資格区分に応じた技術者数が自動計算されるため、様式2と相違がないか確認すること。なお、同一の技術者が複数の資格を取得している場合の優先順位は、表の順(①技術士>②RCCM>③地質調査技士>④実務経験者>⑤その他)とし、重複計上がないか確認すること。
- (4) 「(その2)」の欄は、様式2-1に入力した該当する資格取得者数が自動計算されるため、様式2-1と相違がないか確認すること。

## 様式2 技術者経歴書

- (1) 様式2-1に入力した番号により「氏名」及び「勤務地等」欄が自動で表示されることから、確認した上で必要事項を記入すること。  
 なお、技術者の退職、休職等が生じた場合は、抹消報告時には消去しないこと。(自動で取り消し線が表示される) また、消去は必ず次回報告時に行い、空き番号は、新たに技術者を登録する際に使用すること。
- (2) 「資格区分」の欄は、様式2-1に入力した資格により、次の表の左欄に応じて右欄の略号を、技>R土>R>地>実>その他の順に優先して自動で表示されるため、様式2-1と相違がないか確認すること。なお、実務経験年月数を入力するまでは、実務経験者も「その他」で表示されるため注意すること。

保有する資格等	略号
技術士	技
RCCM	R (ただし、地質又は土質及び基礎を取得している場合は「R土」)
地質調査技士	地
実務経験者	実
その他(実務経験1年以上の技術者)	その他

- 資格区分における「実務経験者」とは、各年度4月1日現在において、次の表の左欄に掲げる最終学歴ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる実務経験年数を有する者とする。

大学、短期大学又は高等専門学校(土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得)	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に20年以上
高等学校(土木工学又はこれと同等の工学に関する科目を修得)	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に22年以上
上記以外	卒業後、土木関係建設コンサルタント又は地質調査の業務に25年以上

土木工学又はこれと同等の工学に関する科目とは、橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木又は森林土木のいずれかに該当するものとする。

- (3) 「最終学校」の欄は、資格区分が実務経験者の区分となる者であって、実務経験年数が25年未満の場合には必ず記入することとし、「学校の種類」の欄には、大学、短大、高専、高校の別を記入すること。また、「専攻学科」の欄は、土木工学、橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画、農業土木又は森林土木の別を記入すること。
- (4) 「実務経歴」の欄は、技術士、RCCM又はコンクリート診断士の区分となる者のみ記入することとし、2020年4月1日以降に完了した土木関係建設コンサルタント又は地質調査に係る業務で、鳥取県内での実績を優先しつつ、発注機関が都道府県・国>国に準ずる公共団体>市町村>民間等その他の順に優先し記入すること。(他の会社に在籍していた時の実績も可)  
 2020年4月1日以降に完了した該当業務がない場合は、(2019年4月1日以降に完了した業務)>(2018年4月1日以降に完了した業務)の順に優先し記入すること。2018年4月1日以降に完了した業務がない場合は、空欄とする。  
 なお、技術士及びRCCMの登録には、2018年4月1日以降に完了した土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務において、管理技術者、照査技術者又は担当技術者として従事した実績が必要であるため、該当資格の登録を希望する場合は、「技術者区分」の欄が、管理技術者、照査技術者、担当技術者のいずれかとなる実績を記入すること。
- (5) 「実務経験年月数」の欄は、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務に係る実務経験年月数を記入すること(測量業務及び補償関係コンサルタント業務の実務経験年数は含まない)。なお、年度途中で修正報告を行う場合、

年月数は変更しないこと。

### 様式2-1 技術者保有資格一覧

- (1) 「番号」の欄は、全技術者確認表の番号を記入すること。
- (2) 氏名を確認した上で、保有する資格等を入力・記入すること。  
なお、全技術者確認表において登録抹消を選択すると連動して「氏名」「資格区分」等の欄に自動で取り消し線が表示される。
- (3) 「資格区分」の欄は、次の表の左欄に応じて右欄の略号を、技>R士>R>地>実>その他の順に優先して自動で表示されることから、入力した内容と確認すること。なお、コンクリート診断士を保有している場合は、「資格区分」欄が薄黒着色されるため、併せて確認すること。  
また、実務経験者は様式2の実務経験年月数を入力するまでは、「その他」で表示されるため注意すること。
- (4) 「保有資格」の欄に記入する資格は、次の①～⑦のみとし、本要領中の「4 保有資格の要件」に掲げる条件を満たすものとする（他の資格は記入しないこと）。  
①技術士又は技術士補等、②RCCM、③地質調査技士、④測量士又は測量士補、⑤農業土木技術管理士、⑥畑地かんがい士、⑦コンクリート診断士  
ただし、測量士にあつては測量士補と、技術士にあつては技術士補等との重複計上はしないこと。  
●保有資格のうち技術士については技術部門及び選択科目を、RCCMについては専門技術部門をそれぞれ記入すること。  
また、RCCM、地質調査技士、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士及びコンクリート診断士については、有効期限（西暦年月）を記入すること。  
【記入例】 技術士（建設部門：河川砂防）、RCCM（道路・2024/2/28）、地質調査技士（2025/3/31）

### 様式3 補償関係コンサルタント業務に係る技術者内訳等

- (1) 「全技術職員数」の欄は、自動計算されるため、全技術者確認表の「補償関係コンサルタント業務」の欄と一致していることを確認すること。
- (2) 「東部、中部、西部」の欄は、全技術職員数の地区ごとの人数が自動計算されるため、様式4と相違がないか確認すること。
- (3) 「技術者内訳」の欄は、本店又は支店若しくは営業所ごとに、様式4の資格区分に応じた技術者数が自動計算されるため、様式4と相違がないか確認すること。なお、同一の技術者が複数の資格を取得している場合の優先順位は、表の順（①補償業務管理者>②補償業務管理士>③公共用地取得実務経験者>④測量士又は測量士補>⑤一級建築士、二級建築士又は木造建築士>⑥不動産鑑定士等その他有資格者）とし、重複計上がないか確認すること。
- (4) 「（その2）」の欄は、様式4-1に入力した該当する資格取得者数が自動計算されるため、様式4-1と相違がないか確認すること。

### 様式4 技術者経歴書

- (1) 様式4-1に入力した番号により「氏名」及び「勤務地等」欄が自動で表示されることから、確認した上で必要事項を記入すること。  
なお、技術者の退職、休職等が生じた場合は、抹消報告時には消去しないこと。（自動で取り消し線が表示される）。  
なお、消去は次回報告時に行い、空き番号は、新たに技術者を登録する際に使用すること。
- (2) 「資格区分」の欄は、様式4-1に入力した資格により、次の表の左欄に応じて右欄の略号を、補者>補士>公>測>建>不の順に優先して自動で表示されるため、様式4-1と相違がないか確認すること。

保有する資格	略号
補償業務管理者	補者
補償業務管理士	補士
公共用地取得実務経験者	公
測量士又は測量士補	測
一級建築士、二級建築士又は木造建築士	建
不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士（機械又は電気・電子）、税理士、公認会計士、会計士補又は中小企業診断士	不

- (3) 「実務経験年月数」の欄は、補償関係コンサルタント業務に係る実務経験年月数を記入すること（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務の実務経験年数は含まない）。なお、年度途中で修正報告を行う場合、年月数は変更しないこと。

#### 様式4-1 技術者保有資格一覧表（補償関係）

- (1) 「番号」の欄は、全技術者確認表の番号を記入すること。
- (2) 氏名を確認した上で、保有する資格等を入力・記入すること。  
なお、全技術者確認表において登録抹消を選択すると連動して「氏名」「資格区分」等の欄に自動で取り消し線が表示される。
- (3) 「資格区分」の欄は、次の表の左欄に応じて右欄の略号を、補者>補士>公>測>建>不の順に優先して自動で表示されることから、入力した内容と確認すること。
- (4) 「保有資格」の欄に記入する資格は、次の①～⑩のみとし、本要領中の「4 保有資格の要件」に掲げる条件を満たすものとする（他の資格は記入しないこと）。
- ①補償業務管理者、②補償業務管理士、③公共用地取得実務経験者、④測量士又は測量士補、  
⑤一級建築士、二級建築士又は木造建築士、⑥不動産鑑定士及び不動産鑑定士補、  
⑦技術士（機械又は電気・電子）、⑧税理士、⑨公認会計士又は会計士補、⑩中小企業診断士  
ただし、測量士にあつては測量士補と、一級建築士にあつては二級建築士又は木造建築士との重複計上はしないこと。  
●保有資格のうち補償業務管理者及び補償業務管理士については、登録部門及び有効期限（西暦年月）をそれぞれ記入すること。  
【記入例】補償業務管理者（土地調査・2024/7/23）、補償業務管理士（物件・2023/10/1）

## 2 報告書様式における記入上の留意点（総合評価入札関係）

総合評価（簡便型及び地域密着型）入札で使用する会社点数及び配置技術者点数を事前登録していただくために作成していただくものです。よって、総合評価入札に参加されない場合等においては、様式5～様式9の作成は不要です。

事前登録内容の点数と入札時に提出される「技術点に関する調書」に記載された点数が一致していない場合は、当該入札は「失格」となりますのでご注意ください。

なお、入力が無い場合は、会社点数及び配置技術者による加点が無い状態となりますのでご承知ください。

また、修正がある場合は必ず様式の「修正報告書表紙」に記載することとし、特に様式5～様式9の記載がないものについては更新しませんのでご注意ください。

#### 様式5（土木関係建設コンサルタント業務） 会社技術者点数集計表

様式5-1～13までの入力結果が一覧表として自動で表示されるため、様式5-1～13と相違がないか確認すること。

#### 様式5-1～13 会社技術者点数表

- (1) 入力可能箇所には、全技術者確認表の番号を記入すること。
- (2) 各該当科目・部門に該当する技術者について資格等をよく確認した上で記載すること。なお、入力した番号により「氏名」欄が自動で表示されることから、間違いがないか確認すること。
- (3) 様式毎で1人1資格としていることから、同じ番号を入力すると「番号」及び「氏名」の欄の背景が赤色着色される。赤色着色が無いようにすること。（同姓同名の場合を除く）

#### 様式8（補償関係コンサルタント業務） 会社技術者点数集計表

様式8-1～6までの入力結果が一覧表として自動で表示されるため、様式8-1～6と相違がないか確認すること。

#### 様式8-1～6 会社技術者点数表

- (1) 入力可能箇所には、全技術者確認表の番号を記入すること。
- (2) 各該当科目・部門に該当する技術者について資格等をよく確認した上で記載すること。なお、入力した番号により「氏名」欄が自動で表示されることから、間違いがないか確認すること。

- (3) 様式毎で1人1資格としていることから、同じ番号を入力すると「番号」及び「氏名」の欄の背景が赤色着色される。赤色着色が無いようにすること。(同姓同名の場合を除く)
- (4) 技術者数3には、全技術者確認表にある補償関係コンサルタント業務の有資格者となっている技術者を記入することができる。

### 様式9 技術者詳細情報入力シート

- (1) 「番号」の欄は、全技術者確認表の番号を記入すること。
- (2) 「様式9(1)」シートをコピーして、配置予定技術者になる可能性がある方は全員作成すること。なお、シート名は「様式9(〇(入力した番号と同じ数字))」に変更すること。
- (3) 自動で表示される「氏名」及び「業者名」が間違っていないか確認すること。
- (4) 「優良業務」の欄については、過去3年間(3年前の属する年度の4月1日から前年度の3月31日までの間をいう。以下同じ。)以内で表彰された業務がある場合、実施年度、技術者区分、業務名を記入すること。また、同一発注業種においては、最新のものとすること。  
 なお、優良業務はあくまで表彰された年度が過去3年間以内であり、業務実施年度とは異なるため注意すること。  
 【具体例】R3(2021)年度報告にあたっては、H29、H30、R1年度に実施した優良業務が対象となる。
- (5) 「若手技術者」の欄は、各年度4月1日時点における年齢により、該当する番号を入力すること。
- (6) 「85点以上業務成績」の欄については、過去5年間以内に実施した業務のうち85点以上の業務について、実施年度、技術者区分、業務名、TECRIS登録番号等を記載すること。

## 3 添付資料

- 注) (1)～(3)は新規登録又は登録の更新を行った場合に限り提出すること。したがって、以前提出した資料に変更がない場合は不要とする。  
 (4)は年度当初において、必ず提出すること。  
 (5)は該当がある場合に提出し、再度の提出は不要とする。

### (1) 各種登録証等の写し

報告書表紙に記入するISO認証取得、鳥取県版環境管理システム規格登録、鳥取県男女共同参画推進企業認定、測量業者登録等の認証、登録及び認定の証明書の写し。

### (2) 資格者証等の写し

様式2-1及び様式4-1に記入する保有資格について、登録証、資格証明書等資格を証明できるものの写し(資格毎にいずれか1点ずつ)。

- 補償業務管理者は補償コンサルタント登録申請書(別記様式第1号)の写し(国土交通省の確認印があるもの)及び補償業務管理者証明書(別記様式第5号)の写しとする。
- 同一資格の複数分野の資格を取得している場合は、その全てについて添付するとともに、RCCM、地質調査技士、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士、コンクリート診断士、補償業務管理者及び補償業務管理士については、有効期限内であることが確認できること。

注1) 本要領「3 保有資格の要件」において、登録を受けていることが要件となっている資格は、申請時点で有効な登録証がなければ受け付けません。

ただし、転職等に伴う会社名等の変更手続中で、新登録証がない場合に限り、旧登録証(有効期限内であること)により受け付けを行います。

注2) 公共用地取得実務経験者の添付書類については、現時点では指定の様式を定めていません。該当する場合は、事前に県土総務課までお問い合わせください。

### (3) 技術者等の選任(変更)通知書の写し

様式2及び様式5-1～13に記入した技術士、RCCM及びコンクリート診断士において、業務がTECRISに登録されていない場合は、選任通知書及び検査結果通知書の写しを添付。

※会社を異動した者(以前勤務していた者)について、その者が勤務する他社から依頼があった場合には、選任通知書等の写しの提供について、御協力をお願いします。

様式9に記入した技術者の85点以上業務を証明する資料として、業務がTECRISに登録されていない場合は、選任通知書及び検査結果通知書の写しを添付。

(4) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し

健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し。(常勤性確認のため直近のものとする)

被保険者に関する記載は、氏名及び資格取得年月日のみ確認出来ればよく、それ以外は消去してもよい。

様式9の「若手技術者」において「45歳以下」として登録する場合のみ、生年月日等の年齢が確認できるものを併せて提出すること。

- 写しの各技術者氏名の横に、全技術者確認表の番号を記入すること(手書き可)。
- 最近雇用された等の理由により、標準報酬決定通知書に記載されていない者については、健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認通知書(社会保険事務所の受付印のあるもの)の写し。(技術者氏名の横に、全技術者確認表の番号を記入すること。)
- また、保険業務を県外の営業所で一括して処理している場合など、上記によりがたい場合は別途相談すること。
- 個人事業主等の場合で、標準報酬決定通知書がない場合は、所得税青色申告決算書(所得税収支内訳書)又は所得税確定申告書(個人)の写しとする。

注3) 常勤性の確認できる書類が添付されない場合は技術職員としてみなされません。

(5) 技術者の戸籍抄本の写し

旧姓を通称使用する場合に提出すること。

旧姓と現姓の両方が確認できる技術者本人の戸籍抄本の写しとし、発行後3ヶ月以内のものに限る。

4 保有資格の要件

各資格については、それぞれ下表右欄の条件を満たすこと。

測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務(様式1, 2関係)

資格	条件
技術士	<p>技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第3項の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第32条の規定に基づく登録を受けていること。ただし、次に掲げる技術部門及び選択科目に限るとともに、過去3年間に完了した土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務において、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した実績を有していること。なお、実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設部門(選択科目:①土質及び基礎、②鋼構造及びコンクリート、③都市及び地方計画、④河川、砂防及び海岸・海洋、⑤港湾及び空港、⑥電力土木、⑦道路、⑧トンネル、⑨施工計画、施工設備及び積算、⑩建設環境)</li> <li>・上下水道部門(選択科目:①上水道及び工業用水道、②下水道)</li> <li>・農業部門(選択科目:①農業土木(農業農村工学含む))</li> <li>・森林部門(選択科目:①森林土木)</li> <li>・水産部門(選択科目:①水産土木)</li> <li>・応用理学部門(選択科目:①地質)</li> <li>・総合技術監理部門(選択科目:①土質及び基礎、②鋼構造及びコンクリート、③都市及び地方計画、④河川、砂防及び海岸・海洋、⑤港湾及び空港、⑥電力土木、⑦道路、⑧トンネル、⑨施工計画、施工設備及び積算、⑩建設環境、⑪上水道及び工業用水道、⑫下水道、⑬農業土木(農業農村工学を含む)、⑭森林土木、⑮水産土木、⑯地質)</li> </ul>
技術士補等	<p>技術士法第4条第2項又は第31条の2第2項に規定に基づく資格を有し、かつ、1年以上の実務経験を有していること。または、各該当科目・部門に該当しない技術士。</p>
シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)	<p>一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャ資格試験に合格し、その登録を受けていること。ただし、次に掲げる専門技術部門に限るとともに、過去3年間に完了した土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務において、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した実績を有していること。なお、実績については、所属する会社が同じであることを必要としない。</p> <p>①河川、砂防及び海岸・海洋部門、②港湾及び空港部門、③電力土木部門、④道路部門、⑤上水道及び工業用水道部門、⑥下水道部門、⑦農業土木部門、⑧森林土木部門、⑨造園部門、⑩都市計画及び地方計画部門、⑪地質部門、⑫土質及び基礎部門、⑬鋼構造及びコンクリート部門、⑭トンネル部門、⑮施工計画、施工設備及び積算部門、⑯建設環境部門、⑰水産土木部門</p>
地質調査技士	<p>一般社団法人全国地質調査業協会連合会が実施する地質調査技士資格検定試験に合格し、その登録を受けていること。</p>
測量士	<p>測量法(昭和24年法律第188号)第50条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第49条の規定に基づく登録を受けていること。</p>
測量士補	<p>測量法(昭和24年法律第188号)第51条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第49条の規定に基づく登録を受けていること。または、測量士。</p>

農業土木技術管理士	一般社団法人土地改良測量設計技術協会が実施する農業土木技術管理士試験に合格し、その登録を受けていること。
畑地かんがい技士	一般社団法人畑地農業振興会が実施する畑地かんがい技士養成講習修了者として認定を受け、その登録を受けていること。
コンクリート診断士	公益社団法人日本コンクリート工学会が実施するコンクリート診断士試験に合格し、その登録を受けていること。ただし、過去3年間に完了したに完了した土木関係建設コンサルタント業務又は地質調査業務において、管理技術者、担当技術者又は照査技術者として従事した実績を有していること。なお、実績については、所属する会社と同じであることを必要としない。

#### 補償関係コンサルタント業務（様式3，4関係）

資格	条 件
補償業務管理者	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第3条第1項に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者であること。
補償業務管理士	一般社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修を受け、及びその検定資格を有し、かつ、その登録を受けていること。
公共用地取得実務経験者	国、地方公共団体等において、公共用地の取得等に関する実務の経験を10年以上有する者であること。
測量士	測量法（昭和24年法律第188号）第50条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第49条の規定に基づく登録を受けていること。
測量士補	測量法（昭和24年法律第188号）第51条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第49条の規定に基づく登録を受けていること。または、測量士。
一級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第12条から第14条までの規定に基づき実施される一級建築士試験に合格し、かつ同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
二級建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第12条から第14条までの規定に基づき実施される二級建築士試験に合格し、かつ同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
木造建築士	建築士法（昭和25年法律第202号）第12条から第14条までの規定に基づき実施される木造建築士試験に合格し、かつ同法第4条の規定に基づく免許を受けていること。
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第4条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第15条の規定に基づく登録を受けていること。
不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第4条の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第15条の規定に基づく登録を受けていること。
技術士（機械又は電気・電子）	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第3項の規定に基づく資格を有し、かつ、同法第32条の規定に基づく登録を受けていること。
税理士	税理士法（昭和26年法律第237号）第18条に規定する税理士
公認会計士	公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条に規定する公認会計士
会計士補	公認会計士法（昭和23年法律第103号）第17条に規定する会計士補
中小企業診断士	中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令（昭和38年通商産業省令第123号）第4条第1項に規定する診断士

## 5 報告期間・修正報告について

様式5～8の会社時術者点数に関する技術者の増減や資格の取得等により報告事項に変更が生じた場合の報告期間と適用期間は以下のとおりとしますので、ご注意ください。なお、各報告期間の最終日の15時を〆切りとします。

報告期間：令和 3年 4月 1日から 4月26日までのもの 適用期間： 6月 1日から 7月31日まで  
同上：令和 3年 4月27日から 7月12日までのもの 同上： 8月 1日から 9月30日まで  
同上：令和 3年 7月13日から 9月13日までのもの 同上：10月 1日から11月30日まで  
同上：令和 3年 9月14日から11月 8日までのもの 同上：12月 1日から 1月31日まで  
同上：令和 3年11月 9日から 1月 7日までのもの 同上： 2月 1日から 3月31日まで  
同上：令和 4年 1月 8日から 3月14日までのもの 同上： 4月 1日から 5月31日まで  
(参考)：令和 4年 4月 1日から 4月25日までのもの 同上： 6月 1日から 7月31日まで

なお、様式5～8を除き、提出した内容が修正となる技術者の増減、氏名の変更、資格の取得及び更新等の場合は、上記報告期限に依らず速やかに修正報告を行うこと。特に、技術者の退職・休職等があった場合や各種登録・資格の有効期限が終了する場合は、報告漏れがないよう十分注意すること。

また、適用期間とは調達公告に記載された開札日とする。

## 6 提出方法

電子メールにて提出すること。

メールの件名には「技術者状況調査」と「会社名」を記載すること。

件名記載例：技術者状況調査 ○○コンサルタント

なお、前述に記載したファイル名についても注意すること。

(提出先) 鳥取県県土総務課建設業・入札制度室 メールアドレス [kendosoumu@pref.tottori.lg.jp](mailto:kendosoumu@pref.tottori.lg.jp)

## 7 随時報告の処理期間

毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は前開庁日)15時を〆切りとし、これまでに提出されたものは原則、翌週第2開庁日(予定)までに登録します。

### (別記) 従たる事務所の取扱い

#### 1 指名業者選定要綱第6条で規定する指名業者選定時の「従たる事務所」の要件

次の(1)及び(2)を満たすこと。

(1) 所在地の市町村に法人に係る市町村民税を納付していること又は地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第7項の申告を行っていること。

(2) 技術者が当該事務所に勤務していること。

当該事務所(地域)での勤務日数が、①他事務所(地域)への勤務日数より多く、かつ、②月平均で週3日以上のを当該事務所に勤務する者として認め、該当しない者は主たる事務所=本社に勤務する者として計上する。

#### 〈根拠書類について〉

出勤簿等、事務所への勤務状況が確認できる書類を整備しておくこと。技術者状況調査報告の添付書類としては求めないが、調査等を行ったときに整備されていなかった場合は、資格停止等の措置をとることがある。

#### 2 業種による事務所位置の加点の区分

「測量業務、土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務」と「補償コンサルタント業務」とは、事務所の有無(技術者の勤務の有無)についてはそれぞれ別個に判断し、配点を行うこととする。

## 8 問い合わせ先

鳥取県県土整備部県土総務課建設業・入札制度室

〈住所〉〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地(鳥取県庁本庁舎5階)

〈電話〉0857-26-7347、7676

〈ファクシミリ〉0857-26-8190

〈メールアドレス〉[kendosoumu@pref.tottori.lg.jp](mailto:kendosoumu@pref.tottori.lg.jp)